



平成 18 年 11 月 29 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号:3719)
問合せ先 取締役管理本部長 宮武 晴明
電話番号:03-3343-6680

株式会社アドバックスの平成 18 年 11 月 28 日付開示文書に関するお知らせ

平成18年11月28日、株式会社アドバックス(コード番号:4749 東証マザーズ)(以下、「アドバックス」といいます。)は、東京証券取引所において、「当社子会社チャンスラボ株式会社ならびに孫会社株式会社チャンスイットに対して提起された訴訟の経過に関するお知らせ」と題する文書を公表し、当該文書で、当社が平成18年10月13日付でアドバックスの子会社であるチャンスラボ株式会社(以下、「チャンスラボ」といいます。)に対し、及び平成18年10月17日付でアドバックスの孫会社である株式会社チャンスイット(以下、「チャンスイット」といいます。)に対しそれぞれ提起した債務不存在確認訴訟に関し、以下の内容の開示(以下、「本件開示」といいます。)を行いました。

しかしながら、本件開示の内容は、以下に説明するとおり、虚構の事実により当社の信用を毀損するとともに、ゆえなく当社代表取締役らに対し人身攻撃を加えるものです。

記

1. 本件開示の内容について

本件開示によりアドバックスは、平成16年度に当社がチャンスラボとチャンスイットとからソフト開発・コンサルティング業務等を請け負ったことにし(以下、「本件受注取引」といいます。)、次会計年度にチャンスラボとチャンスイットとが当社発注のソフト開発等を売上として処理することとしたが(以下、「本件発注取引」といいます。)、これらの取引は当社の勤めによる不適正なものであると主張しています。

しかしながら、当社は本件受注取引に係る成果物を納入し、検収書を受領しており、チャンスラボが当該成果物を第三者に販売していることから、当該取引は何ら違法性を問われるものではありません。また、当社は、本件発注取引について、チャンスラボとチャンスイットとから成果物の受領及びサービスの提供を受けております。よって、当社は、これらの各取引について法的・会計的に適正であると認識しております。

当社は、これらの取引に関し、チャンスラボから1億8905万円及びチャンスイットから2億8224万円の請求を受けたことを踏まえ、両社を相手方として東京地方裁判所に対し債務不存在確認の訴えを提起しました。本件開示はチャンスラボ及びチャンスイットの当社に対する合計債権額を1億4100万円としており、両社の従前の請求との間に彼我大幅な乖離があります。

2. 今後の対応について

アドバックスによる本件開示は、同社の一方的な思い込みに依拠した虚偽の事実を東京証券取引所の開示制度を利用して公表することによって、当社の信用を著しく毀損する重大な違法行為であり、当社は、かかる事態の発生を受け、当社及びその代表取締役らの名誉及び信用の回復を図るため、アドバックス及びその代表取締役に対し、民事刑事を含む相当な法律上の手続を取ることとしています。

以 上